

## 七飯町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の概要

上下水道課

## 1 改正理由

流域関連公共下水道及び特定環境保全公共下水道の事業計画年度が令和5年度までとなっており、令和6年度以降の事業継続に併せて、事業計画の見直しにより計画人口及び1日最大計画汚水量に変更が生じています。

また、令和6年4月1日施行となる地方自治法の一部改正により、「議会の同意を要する賠償責任の免除」に関する規定の引用条項にずれが生じています。

上記に対応するため、七飯町公営企業の設置等に関する条例(昭和51年法律第8号)において、所要の一部改正を行うものです。

## 2 改正内容

(1) 第3条第3項の表計画人口の項及び1日最大計画汚水量の項を次のとおり改正します。

種別	流域関連公共下水道		特定環境保全公共下水道	
	変更前	変更後	変更前	変更後
計画人口	20,300人	20,900人	1,230人	600人
1日最大計画汚水量	8,247立方メートル	9,966立方メートル	2,105立方メートル	1,928立方メートル

(2) 第8条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改めます。

## 3 施行期日

この条例は、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第2項の規定による北海道知事からの公共下水道事業計画に伴う協議を了する旨の通知を受けた日から施行します。ただし、第8条の改正規定は、令和6年4月1日から施行します。

七飯町公営企業の設置等に関する条例新旧対照表

改 正 前	改 正 後																																										
<p>第1条・第2条(略) (経営の基本)</p> <p>第3条(略)</p> <p>2(略)</p> <p>3 下水道事業の種類別、計画区域面積、計画人口等は、次の表のとおりとする。</p>	<p>第1条・第2条(略) (経営の基本)</p> <p>第3条(略)</p> <p>2(略)</p> <p>3 下水道事業の種類別、計画区域面積、計画人口等は、次の表のとおりとする。</p>																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>流域関連公共下水道</th> <th>特定環境保全公共下水道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画区域面積</td> <td>697.3ヘクタール</td> <td>106.0ヘクタール</td> </tr> <tr> <td>計画人口</td> <td>20,300人</td> <td>600人</td> </tr> <tr> <td>1日最大計画汚水量</td> <td>8,247立方メートル</td> <td>9,666立方メートル</td> </tr> <tr> <td>処理施設の名称</td> <td>函館湾浄化センター</td> <td>函館湾浄化センター</td> </tr> <tr> <td>処理方式</td> <td>標準活性汚泥法</td> <td>標準活性汚泥法</td> </tr> <tr> <td>1日最大処理能力</td> <td>函館湾流域下水道事業計画による処理能力水量</td> <td>2,200立方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	種別	流域関連公共下水道	特定環境保全公共下水道	計画区域面積	697.3ヘクタール	106.0ヘクタール	計画人口	20,300人	600人	1日最大計画汚水量	8,247立方メートル	9,666立方メートル	処理施設の名称	函館湾浄化センター	函館湾浄化センター	処理方式	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	1日最大処理能力	函館湾流域下水道事業計画による処理能力水量	2,200立方メートル	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>流域関連公共下水道</th> <th>特定環境保全公共下水道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画区域面積</td> <td>697.3ヘクタール</td> <td>106.0ヘクタール</td> </tr> <tr> <td>計画人口</td> <td>20,900人</td> <td>600人</td> </tr> <tr> <td>1日最大計画汚水量</td> <td>9,666立方メートル</td> <td>1,928立方メートル</td> </tr> <tr> <td>処理施設の名称</td> <td>函館湾浄化センター</td> <td>大沼下水浄化センター</td> </tr> <tr> <td>処理方式</td> <td>標準活性汚泥法</td> <td>標準活性汚泥法</td> </tr> <tr> <td>1日最大処理能力</td> <td>函館湾流域下水道事業計画による処理能力水量</td> <td>2,200立方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	種別	流域関連公共下水道	特定環境保全公共下水道	計画区域面積	697.3ヘクタール	106.0ヘクタール	計画人口	20,900人	600人	1日最大計画汚水量	9,666立方メートル	1,928立方メートル	処理施設の名称	函館湾浄化センター	大沼下水浄化センター	処理方式	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	1日最大処理能力	函館湾流域下水道事業計画による処理能力水量	2,200立方メートル
種別	流域関連公共下水道	特定環境保全公共下水道																																									
計画区域面積	697.3ヘクタール	106.0ヘクタール																																									
計画人口	20,300人	600人																																									
1日最大計画汚水量	8,247立方メートル	9,666立方メートル																																									
処理施設の名称	函館湾浄化センター	函館湾浄化センター																																									
処理方式	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法																																									
1日最大処理能力	函館湾流域下水道事業計画による処理能力水量	2,200立方メートル																																									
種別	流域関連公共下水道	特定環境保全公共下水道																																									
計画区域面積	697.3ヘクタール	106.0ヘクタール																																									
計画人口	20,900人	600人																																									
1日最大計画汚水量	9,666立方メートル	1,928立方メートル																																									
処理施設の名称	函館湾浄化センター	大沼下水浄化センター																																									
処理方式	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法																																									
1日最大処理能力	函館湾流域下水道事業計画による処理能力水量	2,200立方メートル																																									
<p>第4条～第7条(略)</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p> <p>第9条・第10条(略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>第4条～第7条(略)</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p> <p>第9条・第10条(略)</p> <p>附 則 (略)</p>																																										